

北上市契約規則の一部を改正する規則

北上市契約規則（平成6年北上市規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(見積書の徴収)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で見積書を徴さなくても適正な契約ができると認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 1件の予定価格が<u>2万円未満</u>の物品の購入、修繕又は工事をするとき。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(見積書の徴収)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合で見積書を徴さなくても適正な契約ができると認めるときは、見積書の徴収を省略することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 1件の予定価格が<u>5万円未満</u>の物品の購入、修繕又は工事をするとき。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の北上市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に契約の締結（第22条の規定により契約書の作成を省略する場合を含む。）をしようとする物品の購入、修繕又は工事に係る見積書の徴収について適用する。